

## 茨木市自主防災組織の登録に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定及び茨木市地域防災計画に基づき住民による自発的な防災組織の充実を図るため、本市における自主防災組織の登録について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「自主防災組織」とは、地震等が発生し、又は発生するおそれがある場合に被害を防止し、若しくは軽減し、又は予防するため、住民が自発的に結成し、運営する組織をいう。

(登録できる自主防災組織の要件)

第3 登録できる自主防災組織は、原則として1小学校区に1組織とする。

2 登録できる自主防災組織の活動範囲は、1小学校区全体とする。ただし、将来的に活動範囲を1小学校区全体とするよう努める場合は、当分の間、活動範囲を1小学校区の一部とすることができる。

(登録の申請)

第4 自主防災組織として登録を受けようとするものは、茨木市自主防災組織登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約又はこれに準じるもの
- (2) 防災計画及び災害時役割編成表
- (3) 活動計画書

(登録)

第5 市長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたものについて茨木市自主防災組織登録名簿（様式第2号）に登録し、申請者に対し茨木市自主防災組織登録通知書（様式第3号）により通知する。

(変更の届出)

第6 第5の規定により登録を受けた自主防災組織は、第4の申請書の記載事項に変更が生じたときは、茨木市自主防災組織登録変更届（様式第4号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(解散の届出)

第7 第5の規定により登録を受けた自主防災組織は、当該組織を解散するときは、茨木市自主防災組織解散届（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年5月12日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、現に自主防災組織にかかる事務取扱（平成10年10月27日付け決裁）により自主防災組織の結成届出書を提出し、登録を受けている自主防災組織については、この要綱の相当規定による登録を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号（第4関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

組 織 名 称

会 長 名

㊟

（自署の場合は押印不要）

住 所

電 話 番 号

茨木市自主防災組織登録申請書

自主防災組織の登録を次のとおり申請します。

小学校区	小学校区		
名 称	防災会	結成年月日	年 月 日
自主防災組織の所在地	茨木市		
加入世帯	世帯	構成人員	人
自主防災組織の属する自治会	(自治会名)		
自主防災組織の活動範囲とする地域等(町丁字名)	(町丁字名)		
自主防災組織が保有する資機材	(資機材名)		

添付書類

- (1) 自主防災組織の規約又はこれに準じるもの
- (2) 防災計画及び災害時役割編成表
- (3) 活動計画書



様式第3号（第5関係）

茨 第 号  
年 月 日

様

茨木市長



茨木市自主防災組織登録通知書

年 月 日付け申請の自主防災組織の登録の申請については、審査の結果、貴団体を自主防災組織として登録名簿に登録しましたので通知します。

なお、次のことについて厳守してください。

- 1 登録後、申請書若しくは添付書類の記載事項に変更が生じた場合又は自主防災組織を解散する場合は、速やかに届け出てください。

2

様式第4号 (第6関係)

年 月 日

(届出先) 茨木市長

組 織 名 称

会 長 名

⑩

(自署の場合は押印不要)

住 所

電 話 番 号

茨木市自主防災組織変更届

自主防災組織の登録内容の変更について、次のとおり届け出ます。

変更する項目	変更後	変更前

様式第5号（第7関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

組 織 名 称  
会 長 名

⑩

（自署の場合は押印不要）

住 所  
電 話 番 号

茨木市自主防災組織解散届

自主防災組織の解散について、次のとおり届け出ます。

- 1 解散年月日  
年 月 日
- 2 解散理由